○経済産業省令第四十一号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第四条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定に基づき、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の六条を加える。

（指定の申請）

第三条の二　法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

（申請書及び添付書類）

第三条の三　前条の申請は、様式第一による申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの（法第四条第一項第一号の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの）

三　申請の日を含む事業年度における事業計画書

四　法第四条第一項第一号の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算書

五　役員の氏名及び経歴を記載した書類

六　法第四条第一項第一号の指定後三年間の同条第一項第一号に規定する講習（以下「資格講習」という。）に係る業務（以下「資格講習業務」という。）の実施に関する計画書

七　次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八　資格講習業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

第三条の四　経済産業大臣は、第三条の二の申請を行った者が次の各号に適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一　次に掲げる事由に該当しないこと。

イ　第四条の七の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

ロ　その業務を行う役員のうちに法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二　職員、設備、資格講習業務の実施の方法その他の事項についての資格講習業務の実施に関する計画が、資格講習業務の適確な実施のために適切なものであること。

三　前号の資格講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四　法人であること。

五　資格講習業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて資格講習業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2　指定は、指定資格講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　指定年月日及び指定番号

二　指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三　資格講習業務を行う事務所の名称及び所在地

3　経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指定を受けた者（以下「指定資格講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定資格講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定資格講習機関の名称等の変更の届出）

第三条の五　指定資格講習機関は、第三条の四第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定の更新）

第三条の六　法第四条第一項第一号の指定は、当該指定を受けた日の属する年度の初日から起算して三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第三条の二から第三条の四までの規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第三条の二中「様式第一」とあるのは「様式第三」と読み替えるものとする。

（承継）

第三条の七　指定資格講習機関が当該指定に係る事業（以下「指定資格講習事業」という。）の全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について合併若しくは分割（指定資格講習事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人は、指定資格講習機関の地位を承継する。ただし、指定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定資格講習事業の全部を承継した法人が第三条の四第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により指定資格講習機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、様式第四による届出書に次の各号に掲げる添付書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前項の規定により指定資格講習事業の全部を譲り受けて指定資格講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の定款及び指定資格講習事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二　前項の規定により合併によつて指定資格講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書

三　前項の規定により分割によつて指定資格講習機関の地位を承継した法人にあつては、指定資格講習事業の全部の承継があつたことを証する書面、その法人の定款及び登記事項証明書

第四条の見出しを「（資格講習実施の義務）」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定資格講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により資格講習を行わなければならない。

一　毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区域ごとに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれかの場所でそれぞれ一回以上行うこと。

区域	場所
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県